

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【公開番号】特開2006-107509(P2006-107509A)

【公開日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2006-016

【出願番号】特願2005-291386(P2005-291386)

【国際特許分類】

G 0 6 F 3/048 (2006.01)

G 0 6 F 12/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 3/048 6 5 4 A

G 0 6 F 3/048 6 5 4 D

G 0 6 F 12/00 5 1 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月3日(2008.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビューセット・コンポーネントのコンテンツの提示を容易にするシステムであって、
 前記コンテンツの特性を判定するアナライザ・コンポーネント、
前記特性に基づく前記コンテンツの少なくともサブセットに関するビューを、自動的に
選択するビュー選択コンポーネント、および
前記選択されたビューをユーザ・インターフェース上に配置するコンポーネント
を備え、
前記ビューセット・コンポーネントの前記コンテンツは、サブビューセット・コンポー
ネントを含み、
前記アナライザ・コンポーネントは、前記サブビューセット・コンポーネントのサブビ
ューセットの特性を判定し、および
前記ビュー選択コンポーネントは、前記サブビューセットの特性の関数として、サブビ
ューセット・レンダラーを動的に選択して、前記サブビューセット・コンポーネントの少
なくともサブセットをレンダリングする
 ことを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記特性は、ファイル・タイプであることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記ファイル・タイプは、ワード・プロセッサ文書であることを特徴とする請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記ファイル・タイプは、画像文書であることを特徴とする請求項2に記載のシステム

【請求項5】

前記特性は、ファイル・サイズであることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記特性が日付であることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記コンテンツは、クエリ結果を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記コンテンツは、電子文書であることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記電子文書は、画像ファイルであることを特徴とする請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記電子文書は、ハイパーリンクであることを特徴とする請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 11】

前記ビューセット・コンポーネントは、前記アナライザ・コンポーネントから遠隔にあることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記ビュー選択コンポーネントは、
ルールを自動的に選択するルール・エンジン・コンポーネント、および
前記特性の関数として前記ルールを適用し、前記ビューを選択するルール評価コンポーネント

を備えることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記ルール・エンジン・コンポーネントは、前記ルール評価コンポーネントから遠隔に配置されることを特徴とする請求項 12 に記載のシステム。

【請求項 14】

ユーザの意図を履歴的ユーザ基準の関数として予測する人工知能 (AI) コンポーネントをさらに備えることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記 AI コンポーネントは、前記特性に関する前記ユーザの意図の関数としての前記ビューの自動選択を容易にする推論コンポーネントを含むことを特徴とする請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記推論コンポーネントは、前記自動選択を行う際に、ユーティリティに基づく分析を使用することを特徴とする請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記ビュー選択コンポーネントは、アプリケーションのタイプおよび前記アプリケーションの状態のうち少なくとも 1 つの関数としての前記ビューを動的に選択することを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 18】

請求項 1 に記載のシステムを使用することを特徴とするデスクトップ・コンピューティング・システム。

【請求項 19】

請求項 1 に記載のシステムを使用することを特徴とする携帯型コンピューティング・デバイス。

【請求項 20】

統計に基づく分析を使用して、ユーザが所望するアクションを推論し、自動的に実行するインテリジェンス・コンポーネントをさらに備えることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 21】

請求項 1 に記載のシステムを、コンピュータに実現させるためのコンピュータが実行可能命令コードをその上に格納していることを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項 22】

データを提示する方法であって、

サブビュー特性を含むサブビューセット・コンポーネントを含むビューセット・コンポーネントのコンテンツの特性を判定すること、および

前記特性の関数として、複数のレンダラーを動的に選択し、前記ビューセット・コンポーネントの前記コンテンツの少なくともサブセットを自動的にレンダリングすること、および

前記レンダリングをユーザ・インターフェース上に配置するコンポーネントを備え、

アナライザ・コンポーネントは、前記サブビューセット・コンポーネントのサブビューセットの特性を判定し、および

前記ビュー選択コンポーネントは、前記サブビューセットの特性の関数として、サブビューセット・レンダラーを動的に選択して、前記サブビューセット・コンポーネントの少なくともサブセットをレンダリングする

ことを特徴とする方法。

【請求項 2 3】

前記特性は、ファイル・タイプであることを特徴とする請求項 2 2 に記載の方法。

【請求項 2 4】

自動的に前記レンダラーを判定するルールを選択することをさらに備えることを特徴とする請求項 2 2 に記載の方法。

【請求項 2 5】

前記レンダラーを自動的に選択する前記ルールをインスタンス化することをさらに備えることを特徴とする請求項 2 4 に記載の方法。

【請求項 2 6】

ユーザに対して、前記コンテンツの前記サブセットをレンダリングすることをさらに備えることを特徴とする請求項 2 2 に記載の方法。

【請求項 2 7】

前記特性の関数として、ユーザの意図を予測することをさらに備えることを特徴とする請求項 2 2 に記載の方法。

【請求項 2 8】

前記レンダラーを選択する前記行為は、前記予測されたユーザの意図に基づくことを特徴とする請求項 2 7 に記載の方法。

【請求項 2 9】

前記ビューセット・コンポーネントを分析して前記特性を判定することを特徴とする請求項 2 2 に記載の方法。

【請求項 3 0】

請求項 2 2 に記載の行為をコンピュータに実行させるためのコンピュータ実行可能命令コードを有することを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項 3 1】

サブビュー特性を含むサブビューセット・コンポーネントを含むビューセット・コンポーネントの 1 つまたは複数の属性を分析する手段、および

前記 1 つまたは複数の属性の関数として、ビューを動的に選択する手段、および

前記ビューをユーザ・インターフェース上に配置する手段

を備え、

アナライザ・コンポーネントは、前記サブビューセット・コンポーネントのサブビューセットの特性を判定し、および

前記ビュー選択コンポーネントは、前記サブビューセットの特性の関数として、サブビューセット・レンダラーを動的に選択して、前記サブビューセット・コンポーネントの少なくともサブセットをレンダリングする

ことを特徴とするビュー選択システム。

【請求項 3 2】

前記ビューを自動的にインスタンス化する手段をさらに備えることを特徴とする請求項 3 1 に記載のシステム。

【請求項 3 3】

ユーザの意図を推論する手段をさらに備えることを特徴とする請求項 3 1 に記載のシステム。

【請求項 3 4】

前記コンテンツを表示する手段をさらに備えることを特徴とする請求項 3 1 に記載のシステム。

【請求項 3 5】

請求項 3 1 に記載のシステムを コンピュータに実現させるためのコンピュータ実行可能命令コード をその上に格納していることを特徴とする コンピュータ読み取り可能な記録媒体。